

平成十六年六月十一日受領
答弁第一三〇号

内閣衆質一五九第一三〇号

平成十六年六月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「現地武装勢力と米軍との交戦」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）においては、あらかじめイラク国内を戦闘行為（法第二条第三項に規定する戦闘行為をいう。以下同じ。）が行われている地域とそうでない地域とに区分することが求められているものではなく、対応措置（法第二条第一項に規定する対応措置をいう。以下同じ。）を実施する地域について、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」ことが求められているものであることから、対応措置を実施していない地域において戦闘行為に該当し得る行為が行われているのかどうかについては、確定的にお答えすることは困難である。

その上で申し上げれば、戦闘行為とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を

破壊する行為」をいい、ある行為がこれに該当するかどうかについては、当該行為が国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いの一部を構成する「人を殺傷し又は物を破壊する行為」であるか否かによって決せられると考えるところであるが、その判断を行うに当たっては、当該行為について、その計画性、組織性、継続性、国際性等を総合的に勘案することとなる。

三の1及び2について

法第二条第三項は、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域において自衛隊が対応措置を実施するものとする旨を定めているが、これは、当該対応措置が日本国憲法の範囲内で行われることを確保するためのものである。

他方、法第九条においては、防衛庁長官に安全の確保に配慮すべき義務を課しているが、これは、正しく、自衛隊の部隊等が対応措置を実施するに当たって、その安全を確保することを目的としたものである。このように、ある地域で戦闘行為が行われているかどうかといったことと、自衛隊が対応措置を実施するに当たってその部隊等の安全が確保されるかどうかといったことは、そもそも別の観点から考えるべ

きものであるが、自衛隊が対応措置を実施する地域に関しては、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域であり、かつ、その部隊の安全が確保されているところである。

三の3について

法第九条の規定を踏まえ、政府としても、現地に派遣された自衛隊の部隊の安全確保に万全を期しているところであるが、その安全確保を図ることが困難となった場合を含め、自衛隊が対応措置を実施する地域の全部又は一部が法又は基本計画（法第四条第一項に規定する基本計画をいう。）に定められた要件を満たさないものとなった場合には、法第八条第四項の規定により、「防衛庁長官は、・・・速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じ」る等の措置をとることとなる。

四について

法第九条の規定を踏まえた安全確保のための措置については、日々継続的に実施しているため、当該措置を実施した具体的な日付を特定することは困難であり、また、その詳細については、公にすることにより、現地に派遣された者の安全確保に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

その上で申し上げれば、防衛庁長官は、現地に派遣された自衛隊の部隊の安全確保に万全を期すため、随時、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長を通じ、必要な指示を行ってきたところである。これを受け、現地に派遣された自衛隊の部隊においては、安全確保のために様々な措置を講じつつ日々の活動を慎重に行っているが、より具体的に申し上げれば、情報収集を徹底し、現地の最新の治安情勢を常時把握するとともに、

(1) 陸上自衛隊の部隊にあつては、宿営地の警備並びに部隊の活動時及び移動時における警備に万全を期すこと、宿営地の防護に当たっては様々な態様による危険な事態を念頭に置くこと、現地の治安維持を担当するオランダ軍等と密接な連携をとること、不測の事態に備えての訓練を行うこと等の措置を講じており、

(2) 航空自衛隊の部隊にあつては、安全確保に有効と考えられる特別な装置を輸送機に新たに装備すること、離着陸時に攻撃を受けないよう、必要に応じ、飛行場上空の通常より狭い範囲内でらせん状に上昇飛行及び下降飛行を行うこと等の措置を講じているところである。

五について

平成十六年六月九日現在までに、法第三条第一項第二号に規定する安全確保支援活動として、航空自衛隊の輸送機による関係国及び関係国際機関の物資及び人員の輸送並びに陸上自衛隊によるオランダ軍への水の補給を実施しているところである。